

○

午前 10 時 2 分開会

○委員長 ただいまから建設経済委員会を開会いたします。

○委員長 本日は、午前中に豊四季台地区の地区計画区域の現地調査を行い、午後 1 時から議案、請願の審査を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、現地視察を行いますので、玄関前にお集まりをいただきたいと思ひます。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 3 分休憩

○

午後 1 時 2 分開議

○委員長 ただいまから建設経済委員会を再開いたします。

○委員長 本日は、お手元に配付しました審査区分表に従いまして審査を進めてまいりたいと思ひます。質疑は区分ごとに一問一答方式を基本として、採決は質疑が終了した後に、議案は 1 件ずつ、請願は主旨ごとに行ってまいります。

審査に入るに先立ちまして執行部に申し上げますが、答弁に当たりましては、挙手とともに、委員長と言わなくても構いませんが、双方が双方でそれぞれ質疑をしようような形にはならないように、しっかり私のほうでジャッジメントいたしますけども、委員長を通して答弁、また質疑を行っていくということを冒頭申し上げさせていただきますので、よろしくお願ひします。それでは、発言が許可された後、所属、名前を発言して、答弁漏れのないようによろしくお願ひいたします。

執行部には、なお反問権が付与されておりますので、委員会において反問する際にはその旨を述べて、委員長の許可を得るようにしてください。反問が終了した際も、その旨を述べていただきたいと思ひます。

あと、審査に先立ちまして、皆様の携帯電話とか鳴るものがあつたら今確認してください。大丈夫ですか。

○委員長 それでは、審査に入ります。

まず、議案第 1 区分、議案第 4 号、柏市駐輪場等条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 5 号、柏市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 6 号、柏市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを一括して議題といたします。

本 3 案について質疑があれば、これを許します。

○円谷 第 4 号議案をお伺いしたいんですが、会派説明のときにもお示しいただいたんですけど、改めて現在の利用状況と、あと新しい駐輪場のキャバをお示しいた

だけですか。

○交通施設課長 現在の利用状況につきましては、過去3年含めて33台、1日のマックスの利用で33台の状況は変わっておりません。新しい駐輪場のキャパにつきましては45台ということになっております。以上です。

○円谷 原付もお願いしていいですか。原動機付自転車の利用数と。

○交通施設課長 こちらの駐輪場につきましては、自転車及び原動機付自転車の利用できる駐輪場という位置づけになっております。それは変更ございません。

○円谷 わかりました。あとは、場所を変わるといふうに当たって、周知というか、はどのような方法で行っていますか。

○交通施設課長 5月の23日に、まずその時点での登録者全員、これ56名になりますけれども、この皆様に文書で移転の旨を知らせる、期日等当然入れて通知申し上げております。その後、5月28日にホームページ上でお知らせをいたしております。現地につきましては、5月30日に地図等を配置したもので掲示をしております。以上です。

○円谷 なるべく御迷惑をおかけしないような形で、スムーズに移っていただくようお願いいたします。結構です。

○渡部 じゃ、まず第4号から伺いたいと思います。今現状と、キャパがどうなるかというお話がありました。今原付というお話については、原付について、現在利用されている方が何台あるかと、今は原付2台分で、今後は……ごめんなさい。今が原付10台で、新しいのは原付が2台になってしまうわけですね。ですから、その原付については現在の登録台数は何台なんでしょうか。

○交通施設課長 現在1名の登録がございます。一応2台ということで設定しているんですが、実際にはスペース、ほかの部分がございますので、2台を超えても受け入れできる状況にはございます。以上です。

○渡部 周知についても、今文書ですとか掲示をしているというのがありました。今までの場所と違って非常に心配するのは、道路沿いではなくて、住宅の中にある駐輪場という形になりますので、この周辺住民の方、駐輪場を新しくする新駐輪場の周りの住民の方に対しては、掲示以外にもきちんとお知らせとかいうのはしているのでしょうか。

○交通施設課長 駐輪場の隣接の方及び道路を挟んだ対面の方につきましては、直接工事の概要等のお話を含めまして、こちらに駐輪場を7月1日から供用開始する旨お知らせしております。そのときに、特になぜここに駐輪場なんだとか、特に反対するようなお声はいただいております。以上です。

○渡部 どうしても特に朝の時間帯というのは、一定時間に自転車って恐らく集中すると思いますので、近隣住民の方にやはり迷惑にならないような対応というのが必要ではないかと思います。それで、今原付の話なんですけども、これ原付と自動2輪、原付のとめられる駐輪場、あとは自動2輪までとめられる駐輪場とか、場所によっていろいろだと思います。スペースがあるときに、例えば自動2輪でもとめ

たいという要望があったとき、柏市は今その駐輪場ごとにとめられる台数ですとか、その種類を決めていますけども、市民の要望に応じて柔軟に対応すべきではないかなというふうに思います。ここもスペースあるということで、例えば自動2輪の方がとめたいと言った場合、この駐輪場については原付以外はだめだということになるわけですね。

○交通施設課長 現時点では、自転車及び原動機付自転車までということになりますので、ただいまの御質問の自動2輪車についての申し込みあった場合には、現時点では受け入れできない状態、受け付けできませんというお答えになります。以上です。

○渡部 駐輪場によって違いがあるのが、どういった基準で違いがあるのかなというふうにちょっと思うところあるんです。市のほうにもそういう意見があったというふうには聞いていますけれども、やはり自動2輪をとめたいときに、ここはもう原付までしかとめられませんかという、駐輪場のそういうちょっと困ったという相談があったときがあるんですけども、現在はそういう規則であっても、スペースがあれば市民要望には積極的に答えていくべきではないかなと思うんです。そういったニーズ調査なんかもこれからは必要じゃないかなと思うんですね。その原付、自動2輪、とめられるところは積極的にとめていく。そういう要望があるのかどうかというのは、柏市側のほうからやはり市民に対してのニーズ調査を行って、スペースがあればそういう要望には応えていくべきではないかなというふうに思うんですけども、そういった方向性というか、考えなのか、そういうのは現時点ではお持ちではないんでしょうか。

○交通施設課長 今ニーズということでお話ありましたけれども、柏市では柏駅を中心に、現時点で自動2輪受け入れをしているところが結構ございます。これにつきましては、実際にその歴史は古くないんですけども、直接お電話、あるいは今ですとメールですとか、あらゆる形で担当課のほうにアプローチがございます。そういう中で、ニーズがあるんだと、あるいはニーズがないんだというところで、ニーズの高いところからここまで設置してきた状況がございます。ただ、放置自転車の対策ということで取り組んでいるところなんですけども、基本的にはいわゆる自転車法の中で、我々が対応すべき第一義的なものとしては自転車等ということで、この等の中に原動機付自転車、現実には道路交通法上の原付ということで、50cc以下までということで、この2種類についてまず第一義的に対応する、こういうことになっております。ただ、柏市では場所の関係もございまして、場所があると、スペースがあるというところと、ニーズがあるというこの2点で、数カ所設置をしているところがございます。ですから、今後につきましても、あらゆる手段で私どものほうに我々がニーズがあるんだという状況が確認できたところから検討を進めて、設置についてはこれ絶対できないということではございませんので、設置に向けて取り組んでいきたいというふうには考えております。以上です。

○渡部 確かに今6カ所ですか、自動2輪とめられるところ。例えば新柏、増尾、

逆井方面というのは、自動2輪がとめられる駐輪場というのは1カ所もありません。だから、市民からそういう声が上がるといのはもちろんそうですけども、ここはそういうふうな駐輪場なんですと言えば、もうだめなのかというふうに思うわけですね。自動2輪だと機動性ありますので、例えば1つ駅が離れていても行けると思うんですね。ですから、そのエリアごとに1カ所くらいはそういうところも設けるということを今後していく必要があると思うし、そういうふうな利用者に対してのアンケートなり、そういうことも柏市としてこれから考えていって、より市民の方がやはり利用しやすいような駐輪場にしていただきたいなというふうに思いますので、これはちょっと要望でいいです。待っているんじゃないくて、そういうのは積極的に聞いてほしいというお願いですので、よろしくお願ひします。

次に、第5号議案についてです。午前中現地を視察させていただきました、いろいろと説明もいただきました、どうもありがとうございました。その中で幾つか気になった点も含めて質問したいと思います。全体的なことなんですけども、こういった地区計画を設定するときというのは、その事業の進捗に合わせて変更していく、設定していくということだと思いますけども、その事業の進捗というのが大体どのくらいの時点でこういう地区計画を柏市は定めるのか、時期的な問題ですね。まず、全体的なことなんですけども、ちょっと伺いたいと思います。

○都市計画課長 特に今の御質問は、北部のほうに当てはまると思うんですけども、おおむね5年以内に土地利用が、地主の方が図られるところにつきまして地区計画をかけていくようにしております。以上でございます。

○渡部 北部については全ての地域に、まだ地区計画かかっていないところまだあると思うんですけども、あとどのくらい残っているのかなと思うのと、これは全部の地域を北部の場合は地区計画を定めるという方針なんでしょうか。

○都市計画課長 全体が、北部ですと272.9ヘクタールございまして、最終的には全部にかけていく予定でございます。残りは、今のところ67.6ヘクタール残っておりまして、かけているところは全体の75.2%、75.2%が地区計画完了しております。以上です。

○渡部 地区計画を定めるというのは、やはり良好な住環境を保全するというか、住環境を保つためによりよい環境をとということで定めるんだと思います。そのときに、隣接する地域ですね。その地区計画と隣接する地域との話し合い、例えば北部だったら、もちろん県との協議を行っていると思いますし、豊四季台だったらURと協議を行いながら進めると思うんですけども、その隣接する住民との話というのかな、そういうのも実際には行っているんでしょうか。

○都市計画課長 実際どのようにしているかといいますと、説明会を必ず開いております、その場合に、その中で区域の方だけではなく、隣接の方にもおいでいただいているようにしておりますので、その中で意見を伺いながら進めているところです。以上です。

○渡部 きょうも見せていただいてやはり気になったのは、その豊四季台の道路が

なくて、住宅と接している西町なんですね。実際には、高さ制限とか設けていますけれども、恐らくURはここについては売却を考えている地域ではないかなというふうに思います。これは、決定していることではないと思いますけども、きょうも見せていただいて、一部民間のマンションがつくられていて、高層の駐車場なんかもあるわけですね。ここについても、もしURが売却したときには、その民間事業者がなるべく利益を上げやすいように、ぎりぎりのということだっただけで考えられます。それを見越してのことだと思えますけども、当然西町の方にとってみれば、やはりそこがどうなるのかというのは非常に心配なことだと思います。そういった意味で、縦覧も行って、意見も聞いていると思うんですけども、光ヶ丘団地のときに恐らく経験しているんですね。実際には、当初想定していたのとは違ったような状況になって、やっぱり住民の方が、あれは日照問題だったのか、ぎりぎりだったのかな、もめたことが、たしか私記憶であるんですね。だから、URとの間で今協議がもし調っていたとしても、それを民間に売却したときでも、やはりきちんとした住環境が守られるということは、これは柏市が責任持つ、持っていかなければならないことではないかなと思うんです。その西町との境界のところ、そこについて西町の住民の方から、例えば縦覧に対する意見ではなくても、何か意見があったのか、あとは高さ制限設けて、その隣接する住宅については日照問題では心配がないように柏市はしているんだとか、そういったところについて、もしありましたら御説明いただきたいと思います。

○都市計画課長 説明会等も行っております中では、特に隣接の方から御意見は出ていません。そのほかにも、そのほかといいますか、URさんが建てかえることを心配して、ここはどうなるんでしょうかというお話も特段はいただいてはおりませんが、委員さんのおっしゃるように仮に売却されちゃうということも可能性もあるので、ここは地区計画を事前に定めて、地区計画を定めて、そういったときにも対応できるような形としているところです。以上です。

○渡部 現在は、非常に豊四季台団地ってゆったり建てられているわけですね。西町との境界なんかも、道路はないにしても非常に空地があります。ですから、住宅の方が影響をもちろん受けていないし、実際説明聞いても、じゃ本当に建物が建ったときどうなるのかということは、なかなかこれは描けないことだと思います。ですから、これは住民との紛争なんかがぜひ起こらないように、柏市としてもこの地区計画だけではなくて、今後のどうなっていくのかということはきちんと対応していただきたいなというふうに思います。

次に、6号の都市公園について伺います。大体議案説明のときに聞いてはいますけども、市民からすれば本当に素朴に思うのは、あけぼの山公園とあけぼの山農業公園が分かれている。これがなぜ1つの都市公園として一体的にならないのか。これは、法律上の問題があるのか。もしできれば、柏市としても都市公園として整備したいのか。現時点ではそれは難しいから、まずは管理を一体的にしようとしているのか。その辺のことについて、この都市公園との関係、2つの分かれているとい

うことについての現状と、柏市はこう思っているけど、それは難しいんだよというのがあったら、ちょっと御説明いただきたいと思います。

○公園管理課長 この2つの農業公園とあけぼの山公園、管理の方法としまして、農政課さんと管理の母体というか、都市公園にして管理するという方法も検討はいたしました。その中で、農業公園を都市公園として管理する問題としまして、あけぼの山農業公園、農業施設としてほとんど中の施設をつくっております。そのものを都市公園の公園施設とすることについては問題点がございまして、あとは、建築面積、都市公園につきましては敷地面積の2%までという制限がございまして、公園法の中で。それを今の農業公園が超えておりまして、なかなか都市公園にするのも難しいというところで、それでただ要するに一体的な管理は必要ということで、管理者を1つとして、一本化することを今回考えてやっております。以上です。

○渡部 つまり建物が農業公園のほうにはある。それが2%を超えている。だから、本当は柏市としても都市公園として一体化したいけれども、やはり現時点ではそれはちょっと法的にも難しいというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○公園管理課長 そのとおりでございます。

○渡部 現在の管理費について伺いたいんです。指定管理者のほうは5年間ですの、それを単純に割って、その1年間では管理はどのくらいになっているのか。それと、あけぼの山公園のほうの管理は大体1年間でどのくらいかかっているのか。営農組合のほうの分も合わせて、それぞれの費用についてわかりましたらお知らせください。

○次長兼農政課長 あけぼの山農業公園の管理にかかわる経費でございますが、指定管理料といたしまして年間1億240万円、さらに富勢営農組合にチューリップ、ヒマワリ等の委託をしております、この分が2,184万円、これをトータルしますと、農政課といたしましては1億2,424万円という金額になっております。以上でございます。

○公園管理課長 あけぼの山公園の部分につきましてお答えします。あけぼの山公園の現在指定管理していない部分、造園業者に発注している部分の金額としては約1,100万円程度、その分について今度指定管理として含めていきたいと思っております。以上です。

○渡部 通常指定管理者への委託ですとか、委託なんかのときには経費が削減できます。ということがよく書かれています。ですけど、今回は効果ですとか、制定する効果ですとか影響の中には、その指定管理料が今までより安くなりますということは一言も書かれていないんですね。ですから、指定管理料については、一体的に管理を行っても今の金額から大きく変わらないだろう、経費が安くなるということはないだろうというふうに見込まれているのでしょうか。

○公園管理課長 今回のあけぼの山公園の増加する部分、ふやす部分につきましては、積算上では人件費の節減等は余り見込めないと思っております。この一体的にやるのは、軽減というよりも、市民サービスの向上、利用のしやすさ、そちらのほ

うを重点に置いております。以上です。

○次長兼農政課長 農政課サイドとしては、指定管理者の場合には通常指定管理料等の経費が削減されるといった利点を挙げるケースもあるんですが、今回のあけぼの山農業公園とあけぼの山公園の場合にはそういった観点ではなくて、それぞれ別に今まで管理してきたわけですけども、これを一体的な管理を行うということで、施設の中の動線の整備であるとか、あるいは植栽の一体的な計画、そういったものを、あるいはさらにはイベントの開催と、こういったことをトータル的に運営していくと、管理運営していくということによって来園者の数をふやしていくと。それによって、農政サイドに関しましては、周辺農家、観光とか農業の展開が行われておりますので、そういった農業の面であるとか直売所、こういったところに活性化に寄与すると、そういったことを期待をしているわけでございます。以上でございます。

○渡部 現在多分アスレチックのところは使用禁止になっているんじゃないかなというふうに思うんですね。あとは、全体的に例えばあけぼの山農業公園だとちょっと暗いと思うところとか、そんなに人が行かないあけぼの山公園のほうにもあるんじゃないかなと思うんですけども、そういったことも含めて、今回この一体管理して、もっと利用しやすい公園に変えていこうという、そういう方向性を柏市は持って、今回一体的に指定管理者に委託しようということなんでしょうか。

○次長兼農政課長 確かに御指摘の点につきまして、今後指定管理者と協議しながら、すぐ対応できるものと、中長期的に対応していかなければならないものがあると思いますけども、そういった方向で進めていきたいと考えております。以上でございます。

○渡部 説明書の中では、民間事業者のノウハウを活用するというふうに書いてあります。今までは、公社だったわけですけども、実際に公社とかそういう組織ではなくて、純粋に民間企業が、例えば公園なんかの管理を受託しているというケースが近隣なんかではどこかありますでしょうか。

○公園管理課長 都市公園自身を指定管理でやっている例が少ないんですけども、県立公園ですと、たしか今半数近くが民間の企業がやっているということです。柏の区域内ですと、手賀のふれあい緑道、こちらが民間の企業がやっております。あと、うちのほうで視察しております近隣の足立区でも、足立区の農業公園というところでも民間の施設でやっております。以上です。

○渡部 民間事業者の指定管理というのは、非常に数が少ないんじゃないかなというふうに思うんですね。今は公社なわけで、ここであえて説明資料の中に民間事業者のノウハウといったときに、例えばもちろんこれは公社も含めて民間事業者ということを柏市は想定されているんでしょうか。

○公園管理課長 もしも……もしもと言うのはよくないですね。公社が入ってきたとしても、要するに民間的な考えを加えたもので提案していただくような形を考えております。

○渡部 その会社についてなんですけども、これはちょっと確認したいなと思うんですけども、今都市振興公社です。都市振興公社はまちづくり公社に変わっています。5年前、21年になりますか、都市振興公社と5年間の指定管理を結んでいます。でも、今は都市振興公社ではないわけですよ。そうすると、その当時結んだ協定と実際には違ってきているのではないかなと思うんですけども、そこは公社がまちづくり公社になったということで、この協定自体では何か変更とかはあったんでしょうか。

○次長兼農政課長 特に協定の内容そのものと管理運営の業務の内容について変更があったとは考えておりません。以上でございます。

○渡部 確かに協定の中では、今までの管理者が違ったときというので、それは全く違う業者というふうに考えているのかなというふうに思ったんですけども、その都市振興公社というのはまちづくり公社に移行したわけですよ。当然代表者も所管も変わっています。指定管理を結んでいても、途中で指定管理者が実際には都市振興公社ではなくて、今度はまちづくり公社になっているわけですよ。そういったときに、途中でそういう変更があったときに、何も文書とか、何か変更の手続というのが全くなくていいのかなと、ちょっと素朴に思ったんです。組織としては違っていますよね。でも、結んだのは前の都市振興公社で、その辺が行政手続上何らこれは問題がないんでしょうか。ちょっと素朴な疑問なんです。

○次長兼農政課長 現まちづくり公社は、都市振興公社からの名称変更というところはありますけども、地位継承は行われているということで理解しております。以上でございます。

○渡部 これは、多分今まで沼南の地区にある泳ぐところというか、あそこがちょっと指定管理者から直営になったりということはあったと思います。こういうふうに受託しているほうがその名称が変更になったり、そういうときに何もこの文書の取り交わしだとか、例えば普通だったら都市振興公社ですが、名称がこうなりましたのでということが柏市との間で結ばれてしかるべきではないかなというふうにちょっと思ったもので、これは法律上もというか、何ら問題ない。だったら、それで全然いいんです。ただ、そういうふうに名称とか、組織的にも代表者とか、そういうのが変わっているわけですから、結んだ当時とはまた別組織になっていると思うんですね。そういうのがこれからもしかしたらあるかもしれないと思いますし、協定書を見た限りでは権利義務の譲渡ですとか、管理業務の委任とか、そういう制限とか、そういうのありますけども、全くそういう条項というのは見当たらないんですけども、そこについてはぜひ、何ら問題がないのかどうかというのは、そういうことが例えば議論されたのかされないのかも含めてきちんと教えていただきたいなと思います。もしそれが今すぐ無理だったら後でもいいんですけども、私は何かちょっとひっかかるところを感じるんですね。いいのかなと。そういうことって、もしかしたらほかでもあり得るかもしれない。会社の名称は変わって、株式会社でも取締役がかわったり、中の組織かわったり、いろんなことあるかもしれない。そう



いうときに、やっぱり柏市との間では何かしら約束事が変更になりましたという手続があるんだろうなと思うんですね。今回は、もしかしたら全くそういう手続はなされていないんじゃないかなと思ったので、その点はちょっと気になったんです。どうでしょうか。

○都市部長 基本的には、今までの振興公社がやってきた事業を継承するということで、そのまま来ております。ですから、今委員御指摘のような契約の変更等についてはやっていませんし、また議論もしていないところです。ですから、継承するという前提できたものですから。ただそれが今委員御指摘のように問題があるかどうかというのは、もう一度ちょっと確認させていただければと思います。

○渡部 後でぜひ教えてください。じゃ、結構です。

○坂巻 第4号について1つ教えてほしいんですけど、この駐輪場というのは沼南町時代からののですよね。それでよろしいんですか。

○交通施設課長 はい、こちら旧沼南町時代から約30年間お借りしていた場所に、もともとのところですね。そういうものです。

○坂巻 これさっきから議論聞いていますと、この報告された数字見ていますと、使用台数と利用者というのが、今我々がもらった資料では4分の1強、4分の1弱というのかな、利用者。これは、当初からこんな感じだったんですかね、この地区というのは。

○交通施設課長 当時は、ちょっと古いデータ全てチェックしているわけではないんですが、相当数利用があって、この面積を確保してきたところというふうに理解しています。ただ、状況的に年々減ってきて、ここ直近、3年を見ますと、先ほど申し上げたとおり1日の利用台数、最高台数が33台の状況になっているところですよ。

○坂巻 そうすると、この地区がある意味では勤めに行く人よりも、リタイアした方がふえてきたと。そうすると、これ将来的には余り必要になっていかないようになってくるのかね。

○交通施設課長 少なくともここ3年、その33台近辺で横ばい状態ということだと思いますと、高齢化に伴って少しずつ右肩下がりの状況が見えてくるのかなというふうには感じております。以上です。

○坂巻 それと、先ほどから議論になっています自動2輪の要望、置かしてくれという要望なんかはあったんですか。

○交通施設課長 こちらの天津ヶ丘につきましては、特にここまでのところ自動2輪で置かせてほしいという要望はございません。以上です。

○坂巻 それと、これにかかる経費というんですか、いわゆる費用対効果というか、これはどうなりますか。

○交通施設課長 まず、借地料につきましては、1年分で、新しいところの駐輪場なんですけど、21万1,785円、今年度1年借りた場合ということで。ただ、現実には6月から借りて工事に入っておりますので、10カ月間ということで、17万6,487円が今年

度の借地料になります。それとあと、整備にかかった費用につきましては約150万ほどですけど、舗装、それから電気、ラックの設置等がかかっております。以上です。

○坂巻 そうしますと、これはただ、この1年間のこの使用料は幾らになりますか。

○交通施設課長 こちらの駐輪場につきましては、自転車の一般利用で1年間でお一人3,600円、それから高校生以下ですと半額の1,800円、それから原動機付自動車で7,200円、年額になりますので、申しわけないんですが、今これを年間でトータルで幾ら見込むというところでちょっとデータ持ってきていないので、ちょっと即答できないところです。以上です。

○委員長 それは、じゃまた調べて。

○坂巻 ざっと計算できるでしょう。ざっと。

○交通施設課長 本当に概算になりますけれども、年額で約20万程度になります。以上です。

○坂巻 そうしますと、あれだね、ちょっと費用対効果ということはおかしいんでしょうけども、余り、簡単に言えばお金がちょっと食い過ぎるのかなって感じもしないじゃないですね。だって、これ以外には経費はかかりませんか。

○交通施設課長 あとは、ランニングということで、先ほど申し上げました設備で、電気がございますので、電気料がかかってくるようになります。あとは、特に光熱水費関係でいうと、電気以外はございません。

○坂巻 人件費とか、そういうものはないですね。

○交通施設課長 人件費につきまして、実はこちらの場所に整理員ということで1名配置しております。これは、6時から10時までの4時間ということで、この人件費については経費として、ランニングとして出てきます。

○坂巻 ざっと見て、普通に、もし満杯に入ればツーペイぐらいになるんでしょうけども、ただこういう駐輪事業って、役所がやっていくことがどうかなと。昔は結構民間でもやられていましたよね、私が小さいころというのは。だから、こういうのというのは、役所がさほど力を入れなくてもいいような気もするんですけども、その辺はいかがですか。

○交通施設課長 実は、旧沼南と柏合併する段階で、旧沼南町でバス停に駐輪場の設置があったというところで、それ以来現在まで堅持しているという状況にあります。あと、今回移転という判断させていただきましたのは、急遽移転の話ということが出まして、3月末で切れる状況じゃなくても、4月にもう新年度利用者が少しずつ入ってきていましたので、そういった状況も加味しまして、移転で継続するという形の判断をさせていただきました。以上です。

○坂巻 この駐輪場事業について、多くは指定管理者で、ほかにいらっしゃいますよね。これからの方向としては、じゃ副市長に、どういうふうに考えていますか。これからのこの駐輪場事業というか、それに関しては。

○石黒副市長 やはり民間でできるものについては民間でやっていただくと。どうしても事業が成り立たないとか、そういう場合には公共が負担するという、そのよ

うな考え方でおります。自転車については、やはり今まで公共のほうで中心にやってきました、民間事業が撤退していったことについては把握しております。そういう中で、やはり柏駅周辺とか、ニーズがたくさんあるところについてはできるだけ民間で、できれば民間に任せていく方向で、これまでも市の用地を民間に貸して、民間の事業として進めてきているというところも出てきておりますし、またTXのところは一応公共でない、公社が民間事業者を含んでということでありますので、採算、事業として成り立つのは民間に任せる方針で進めてきております。ただ、今回の場合にはなかなか民間では合わないの、こういうところは公共が負担して、市の持ち出しもやむを得ないのかなというふうに考えております。以上です。

○坂巻 なるべく民間のほうに採算、利益までいなくても、ツーペイぐらいの形で進めば、民間の方にやられるようにしたほうがよろしいかと。それはそういう形で、できるだけ指導のほうをお願いいたします。

続きます、第5号についてちょっと教えてほしいんですけども、1号壁面線とありますよね。2号壁面線。この違いというのはどういうふうに区別しているんですか。

○都市計画課長 1号壁面線は、道路の境界でございまして、2号壁面線は道路がないところで、民民のといえますか、境界からということですね。その違いです。

○坂巻 そうしますと、道路境界と民民の境界で分けていくと。でも、その中で、その分ける境の線というか、幅ですね。これ両方とも2メートルになっていますけども、これは別に特に何か規定があるわけですか。

○都市計画課長 道路は、何も書いていない道路は1メートルなんですけども、特に太い道路といえますか、そういうところは2メートルにしてあって、それ以外の道路は1メートルということですのであります。その民民のところは、影響も考えて2メートルということにしてあります。

○坂巻 2号壁面については、2メートル以上ですよ。というのは、それはその場所というか、それでもう判断してくる。そうすると、この人家というか、近隣の人たちの要望でそのメートル数は変わるんですか。

○都市計画課長 2メートル以上ということで、それは事業者さんのほうで判断される、2メートルよりくっつけちゃだめですけど。だから、話し合いされる事業者さんもあるかもしれないですけども、そこら辺は市としては2メートル必ず離してくださいということでございます。

○坂巻 じゃ、特にトラブルが発生しなければ、施工者が事前に、当然話はするでしょうけども、そういう形で進めていけるというわけですね。

○都市計画課長 通常でいけば、事業者さんが出すときに届け出出ますんで、市のほうにですね。そのときに、2メートルでやるか、2メートル50でやるかという判断はされると思いますけども、そこは事業者さんのまず判断でなされると思います。

○松本 では、第5号について伺います。議案の説明の資料いただきましたんで、こちらで伺います。まず、20ページと21ページの文教交流地区について伺います。

柏の葉の小学校の周辺の地域、地区なんですけど、ここが文教交流地区ということで、第一種、第二種中高層住居専用地域の用途地域になっています。このまず用途地域なんですけど、中高層住居、つまりマンションのような建物を誘導していく地域だと考えてよろしいでしょうか。

○都市計画課長 そうですね。中高層マンションに誘導、そのまま誘導していくということで基本的にはいいかと思います。

○松本 最低敷地面積が150平米になっております。一方、柏北部中央、柏の葉キャンパス駅周辺地区にある共同住宅地区では、最低敷地面積は500平米になっております。こちらのほうがより強く中高層への誘導をされているように思えるんですが、この違いはどこにあるんでしょうか。

○都市計画課長 500平米のほうは、よりもうほとんどマンションの誘導に近いような形ですね、より。そういう意味で、敷地は大きくしてあります。

○松本 中高層住居というのはマンションのことなんですけど、中高層というのはどれぐらいの高さのことを考えて言っているんでしょうか。例えば2階建てなどは中高層とはとても言えないですし、100メートルぐらいだと高層というのかなというものはあるんですが、大体どれぐらいのイメージでこれは中高層住居というんでしょうか。

○都市計画課長 これは、一応低層は10メートルということで規定しておりますので、それ以外のものを高層という分けにしておりますので、そういう説明になってしまうんですけども。以上です。

○松本 と申しますのも、ここは建築部分、高さ制限20メートルに設定されております。中高層住居専用地域と言いながら、高い建物建てられないんですね。ところが、この周辺の地域の住宅地域ですとか沿道地域には容積率200%まで、高さ制限が高度地区の制限だけで、絶対高さの制限はなく建てられるわけです。したがって、この文教交流地区の中高層住居専用地域は周辺に比べて一番低い建物が並ぶ地域になると思うんですが、そういった認識でよろしいでしょうか。

○都市計画課長 特にここは学校の周辺なので、そういう形にしております。

○松本 そうすると、本来ここは中高層住居ということで、中層、高層のマンションが建つような地域でありながら、実際は周辺より低い建物が並ぶということで、かなり用途地域と矛盾したようなことになっているのではないかと思ったんですが、その点はいかがでしょう。

○都市計画課長 一種と二種の違いという形になってくるかと思うんですけども、二種だとマンション以外のこととかも入ってきますので、マンションだけという形じゃないので、こういう形になるかと思うんですけども。

○松本 その用途地域と使い方がちょっと矛盾しているなと感じたので、それは指摘しました。

○都市部長 矛盾と申しますか、今回用途地域だけでは誘導できない土地利用がございます。特にこの学校の場合は、住居系という用途地域設定しておりますので、

中高層できてしまいます。ただ、今回中高層ができるんですけれども、やっぱり学校の周りはある程度高さの制限していきたくい。そういったようなことで、地区計画によってもうちょっときめ細かに誘導していこうというのが今回の地区計画の目的です。ですから、今ある既存の用途、住居系ですと5種類ぐらいしかございませんが、これをさらにきめ細かくしていこうというのが今回の地区計画の目的でございますので、そこを御理解いただければと思います。

○松本 わかりました。次に、住宅地区の最低敷地面積の135平米についてなんですけど、今回他の地域でも、他の地区でも同様に135平米という設定になっています。以前は150平米という設定が多かったと思うんですが、このように135になっているのはなぜでしょうか。

○都市計画課長 もとの色塗りが、一種住居とその他ということで分けています。

○委員長 わかる。わかる人が……

○都市計画課長 そうですね。もうちょっと細かく言いますと……

○都市計画課統括リーダー 基本的に区画整理の標準形というのは150平米でやっています、ただそれは低層の住居系というのが基本です。中高層もありますけども。ただ、ここは恐らく第一種の住居地域って、住居だけではなく、専用ではなくて、その他のものも建つというところで、例えば商店街とかが建つというところは135というふうにみたりしております。

○松本 それでは、基本的に住宅については150平米であるということとは変わらないということでしょうか。

○都市計画課統括リーダー そのとおりです。

○松本 わかりました。では、続いて豊四季台地区について伺います。2号壁面線について伺います。先ほどからも議論ありましたが、周辺の良い住環境を守るために、非常にすぐれた仕組みになっていると伺いました。その中で、この住宅地区B1と住宅地区B2の最も西側の三角形になっている地域なのですが、ここが区域のほとんどが高さ制限かかっている、極めて土地利用しづらくなっているというふうにも見えるんですが、この点は問題ないでしょうか。

○都市計画課長 ここは、2号壁面線のほうがかかっているんで、壁面後退は1メートルなんですね。ですけども、半分ぐらい高さ制限かかっちゃって、使いにくいとは思いますが、基本的にはURと協議して、了承していただいたという形になります。以上です。

○松本 ここもその中高層住居専用地域と言いながら、高さは10メートルや15メートルに制限されるということで、非常に低層なものが建つと考えられますが、どのような土地利用を想定していますか。

○都市計画課長 場合によっては戸建てでの、業者におろされるということも考えられると思いますが、それはちょっと将来どのようになるかによりまして、この土地利用ですと、高い建物的に使うのはちょっと難しいんじゃないかとは思っております。以上です。

○松本 それでUR側が納得していただけたということで、それはよいことだと思います。それで、壁面線のほうなんですけれども、まず壁面について確認させてください。壁面というのは建物の壁面であって、生け垣ですとか、門や塀などは含まれないということでしょうか。

○都市計画課長 そのとおりで、建築物ですね。建築物の壁面ということで、例えばフェンスなんかは含まれないということでしょうか。

○松本 午前中に老人ホーム、豊四季台の老人ホームの前を視察しました。そのときには、歩道から連続して1メートルセットバックしてくれているんですが、あれはどのようにして可能になったのでしょうか。

○都市計画課長 あそこの老健施設の場合は、事業者さんがあのような使い方で、歩道的に使うということでした承といたしますか、そういう使い方をしていくということであのような形になっております。以上です。

○松本 セットバックの形としては、最も望ましい形になったと思いますので、ぜひそういう形に誘導していただきたいと思います。今回のこの地区計画の中に、そのように誘導していくようなことはどっかに盛り込まれているのでしょうか。

○都市計画課長 地区計画の中の計画のところには盛り込んでありません。それは、盛り込めなかったとか、盛り込んでいないですね、実質上。

○松本 なかなか強制力を持たせることは難しいとは思いますが、その場その場で交渉していくということになるとは思います。そこはぜひできるだけ望ましい形で、道路、歩道と連続して空地が設けられるようにしていただければと思います。

次に、第6号について伺います。今回サービス向上のために一体的に管理していくということなんですが、今まで不都合はありましたか。

○公園管理課長 特に大きな不都合というものは考えておりませんが、サービス向上ということで、現在の水生植物園ですとかあけぼの山公園、正直言って利用者が少ない状況でございます。その利用者をふやしていきたい。要するにあとどこにポイントを置いて、先ほど農政課長からも申し上げましたけども、巡回させて、広い範囲全てを使って、市の財産を有効に使っていきたいということでございます。以上です。

○松本 先ほど農政課長からイベントを協働でやるような話がありましたが、どういったことをやるんですか。

○次長兼農政課長 これまでも、桜山のところで桜まつり、その翌週にチューリップという形でやっていたんですけども、それぞれ独立してやってきましたけども、そういったイベントももう少し、それぞれの公園の区分も含めて、有効に活用しながら開いていくというようなことが考えられるかなと思っております。また、例えば今お話ありましたけども、水生植物園のほうからのあけぼの山へのアクセスとか、そういったところも少しイベントを行う際にやっぱり不都合なところあるのかなというふうに考えておまして、そういった点も一体的な管理をやる中で検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○松本 サービスの向上を期待しています。それから、まちづくり公社の関係なんですけれども、今後この条例を管理していくのは都市部になります。それから、まちづくり公社も都市部の管轄であって、また都市部長が理事長ということで、これは契約上問題はないでしょうか。

○都市部長 基本的に問題はないと思っております。

○松本 契約しようとする相手方が、要は所属の上司が理事長にあるということで、契約の際にそういったことは考慮されるとよくないというのは当然なんです、判断する側の人たちがどう感じるかというのは非常に不透明かと思っております、いかがですか。

○都市部長 今御指摘になった、本当にそのとおりでございますので、そういったことをきちっとそこは割り切りながら、きちっとしたもので契約してまいりたいというふうに考えております。また、実はみどりの基金も同じでございます、これもやはりみどりの基金の理事長と、前々から都市緑政部長というのが兼務になっておりまして、それでもそういった中で、あくまで割り切った契約して、今まで順調にやってきたところでございますので、こういったものを継承してまいりたいというふうに考えております。

○松本 まちづくり公社としては、今後もこのあけぼの山公園、あけぼの山農業公園の管理を行っていきたいと考えているのでしょうか。

○都市部長 この前本会議でも議員さんから御質問いただいたと思います。副市長から答弁しましたように、基本的には民間がやはりこういうイベントとか、そういった提案は民間企業のほうが、恐らくすぐれたものが出てくると思っております。そういった中で、基本的には民間企業に任せるということでは考えておりますが、そういった中の競争の原理の中で、公社でそういうような提案ができるとか、あるいは民間から応募がないとか、そういった場合については、これはやはり公社でやるということも全く考えられないことではないのかなというふうに考えております。

○委員長 そのほかによろしいですか。——それでは、順次採決をいたします。

---

○委員長 まず、議案第4号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第5号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第6号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第2区分、議案第9号、工事の委託契約の締結について、柏北部中央地区一体型特定土地地区画整理事業に係る公共下水道工事、議案第10号、工事の委託契約の締結について、柏北部東地区一体型特定土地地区画整理事業に係る公共下水道工事を一括して議題といたします。

本2案について、質疑があればこれを許します。

○小島 ちょっと前から言っているんですけど、大体丸投げという形の中でやっているわけですが、今回こうやって見ますと、雨水管、それから污水管、これの中で2.6キロメートル、その他として雨水実施設計及び污水実施設計という中で、この積算はこれどこでやるんですか。市でやるんですか。どこでやっていますか。

○次長兼下水道整備課長 積算につきましては委託をしております。こちらですと、千葉県に委託をしているということで、千葉県のほうで設計をするという形になります。

○小島 そうすると、この今の契約金額、これは全部向こうの千葉県の都市計画事業と、そういう形の中で千葉県が地図のあれでもってやっているわけなんですね。その中で、ちょっと俺腑に落ちないのが、そのボックスカルバート、これ第9号、第10号になるんですけども、こっちのほうは第9号においては工事延長2.6キロメートル、それから第10号の雨水管、雨水工事、直径900ミリ、これもちょっとあれなんですけど、工事延長0.4キロメートルですね。その中で言いたいのは、污水管もなく、契約金が2億4,330万円という。これちょっと見ても、キロ数からいって、これちょっと腑に落ちないんですけど、これちょっと説明していただければ助かるんですけども。

○委員長 まとめてやっちゃっても大丈夫ですか。第9号だったら第9号、第10号だったら第10号とまとめちゃったほうがよろしいですか。

○小島 第9号は大体わかったんで、その金額でこうだということから。ただし、第10号……

○委員長 じゃ、第10号についてね。

○小島 そう、第10号についてね。ちょっと金額で見て、片方はそれこそ2.6キロメートルですね。3億4,700万円。第10号において400メートルですよ。これについて2億4,330万円と。こういうことで、ちょっと余りにも金額的に計算できないから私はちょっと聞いたわけですけど。

○次長兼下水道整備課長 まず、第9号のほうは3,800から1,500のボックスカルバートが0.6という距離になります。それから、第10号のほうはヒューム管の900ミリからボックスカルバートの3,000掛ける2,500、要するに管種が違った形の全長で0.



4という形になります。だから、単純にこのボックスカルバート同士の絵だけを見て金額云々ということではないと。工種は、入り組んだ形になっているというのが第10号のほうになります。積算のほうですけれども、これは市が積算しても、県が積算しても同じ積算基準という、下水道の共通の積算基準のやり方をしておりますので、基本的に県だから違うとかというような話にはならないというふうに理解しております。以上です。

○小島 そうすると、このボックスカルバート、その埋設するときやり方が違うんだと。そういうことで、片方はちょっと幅が広いんだけど、これはちょっと深さがあるとかという形の中で、こんなに違うんですか。

○次長兼下水道整備課長 もう一度申し上げますけども、第10号のほうは900ミリの丸いヒューム管とボックスカルバートを合わせた距離が0.4ということで出ているんですね。第10号のほうですね。だから、900ミリのヒューム管が行って、その先で…その先でというか、違う場所で3,000掛ける2,500というボックスカルバートの工事というのがまじっています。が400メートルということで、9号のほうは、9号のほうも…先ほどちょっと間違えました。700のヒューム管から3,800掛ける1,500のボックスカルバートという工種がまじっております、2.6キロメートルということなので、単純にこの…

○小島 キロ数が違うんだよ。だから、それを指摘していたんだから。

○石黒副市長 ちょっと内訳を、ボックスカルバートで何メートルとか、そういうふうに説明しないとわからないんで、ちょっとわかりやすく説明して。（「距離数があれば、違ってきているんだかね」と呼ぶ者あり）

○小島 うん、値段が、ちょっと我々じゃわかんないから。

○土木部長 今ちょっと数字のほう精査をさせていただきます。それで、第9号につきましては、工事延長2.6キロメートル、それについては雨水と汚水合わせて2.6キロでございます。雨水管について、今700から、ボックスカルバートという話で0.6キロということでございまして、今詳細の数字について。

○次長兼下水道整備課長 もう一度言い直します。まず、中央ですけれども、ボックスカルバートの延長が、2種類のボックスカルバートがありますけれども、24メートルと45メートルですから、69メートルがボックスカルバートの延長でございます。それから、東地区でございますけれども、東地区のボックスカルバートの延長が、やはり2カ所ありますけれども、109メートルということになります。こちらで表記してあるメートル数は、工種、管径とか、あれが違うものを一遍に書いてございますので、0.6だとか、2キロだとか、0.4だとかという数字を出しておりますんで、ちょっとわかりにくくて申しわけございませんでした。そのようにボックスカルバートだけですとそういう形になります。以上です。

○小島 大体説明を受けたんですけども、ちょっと疑問に思ったから、ちょっと質問させていただきました。ありがとうございます。よろしいです。

○円谷 済みません、1点だけ。それぞれ工事いつからでしたっけ。

○次長兼下水道整備課長 当初の区画整理の始まりという意味でよろしいでしょうか。

○円谷 はい。

○次長兼下水道整備課長 中央のほうにつきましては、平成18年から協議書を締結してやっております。それから、済みません、単純な事業期間ということでお答えします。申しわけございません。言い直します。中央地区につきましては平成14年からやっております。それから、東地区につきましては平成15年からやっているという形になっております。

○円谷 それで、今回のこの契約を、もう始まっているというか、やっているやつ、このタイミングでというのはどういうわけで上程されたんですか。

○次長兼下水道整備課長 毎年度契約をしております。それで、今年度工事につきましては、現在仮契約という状態になっておりまして、議員の皆様のほうの承認をいただいた上で本契約、それから工事に入るという形になります。以上です。

○円谷 じゃ、工事は今も続けながらの契約を更新していくという形でやられているということですか。

○次長兼下水道整備課長 区画整理の造成としては、ずっとこれは続いてやっておりますので、下水道工事は地図で場所をお示ししてございますけれども、その場所に掘って、ある程度の管を入れていくという工事を年度契約で場所を決めてやっているという形なので、現在今動いているものは、去年の繰り越し事業として動いているものも一部ありますけれども、原則論でいいますとこれから契約をして……失礼、今回お示ししているものについては、これから契約をして、これから工事に入るという形になっております。以上です。

○円谷 わかりました。済みません、お時間とりまして。ありがとうございました。

○坂巻 小島さんの説明聞いていて、もう小島さんは理解したと。ちょっと私理解できないんだけど、もうちょっとよく教えてもらえますか。というのは、第9号のほうは2.2キロ長いわけだよね。差が、第9号と第10号の延長の差というのは2.2キロでしょう。けども、金額では1億円。だから、これもうちちょっと、さっきの説明だと何か第10号のほうは工事が難しくてどうとかという話をちょっとさっき言ったけれども、それをちょっと、もうちょっと分けて教えてもらえますか。

○次長兼下水道整備課長 まず、議案説明のときに添付してございます案内図と、それから後ろについています雨水、汚水の別にした図面をおつけしてございます。こちらで言っている、先ほどもちょっと申しましたけれども、例えば第9号のほうで雨水が0.6、それから汚水が2キロという形のメーターを書いてございます。雨水のほうについては、全部で7カ所の工事をしていて、この案内図のほうにその7カ所の場所を示してございます。そちらが700ミリのヒューム管の場所もあれば、一番大きいものでは3,800掛ける1,500のボックスカルバートを布設する場所もございます。ということで、あと汚水、第9号のほうで申しますと、汚水ですと全部で14カ所の工事を行って、管径だと塩ビ管の200から250ミリを延長にして約2キロの布設

をしますということで、かなり細かいいろいろな工種、いろいろな金額の差のあるものを積み重ねたものを一遍に表現して、雨水工事0.6キロ、それから一番大きな代表的なボックスカルバートの大きさはこうですよという示し方をしているということでございます。同じ言い方をしますと、第10号のほうですと、雨水の整備0.4と書いてあります中身は3カ所でございますして、900ミリのヒューム管布設から、一番大きなもので3,000掛ける2,500のボックスカルバート工事となっております。もう一度申し上げますけれども、工事の中身がかなり違いますので、単純なメーター数同士の比較だけでは、高い安いという話ではないということでございます。

○坂巻 今おっしゃった中で、結局今話聞いていると、数からいったら第9号のほう部分が部分的に多いわけだよね。そういう割には1億円の差しかないわけよ。だから、本来ならもうちょっと細かくても、その辺を出してくれるとちょっとわかりやすいと思うんだよね。だから、これだと、ただキロ数で比較すると、要するに第10号のほうのはるかに割高なわけだよね。ただ、今の説明だと第10号のほうがそんなに難しくないような工事に聞こえるわけよ。それがちょっと金額的にどうなのかなというふうにさ。これは、要するに相対的に長いほうが高いのよ、1億。けども、その差が、2.2キロの差があって、1億しか差ないから、どうなんだということになって、単純に言えばね。説明聞いていても、第9号のほうの数がたくさんあるわけだよ。そうすると、もっとこの第9号のほうは金額が上がってもいいんじゃないかと逆に思っちゃうんだよね。

○土木部長 済みません、資料につきましては、私どもちょっと今後考えさせていただきたいと思っております。それと、会派説明の資料も含めて。ここで話しさせていただくのは第9号について、いわゆる委員御存じのように、汚水管も含まれて2.6キロということでございまして、汚水管というのは、管径が小さいんですね、200ミリ。そうすると、粗造成して、掘削して入れるというのはかなり単価、メートル当たりの単価が安く済みます。ところが、雨水を、こういうボックスというのはかくて、材料自体もかなりの高価なもんです。掘削幅も広いということの中で、当然高くなるんですね、メートル当たり。そういうものが、結果としてこういう形になっております。もう少し資料につきましては、わかりやすく改めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長 これ合算させた金額ということですね。

○土木部長 そういうことです。

○委員長 それぞれの部分部分の積み重ねという意味でいいんでしょう。

○土木部長 はい。

○坂巻 そういう積み重ねがあればわかるんですけど、これでぼんと出ちゃうとわかりにくい。距離と、それだけでさ。本当は、だから、そういうのも委員会の討議ですから、出してもらおうと。それで説明してもらえばわかりやすいんだよね。そういうの出せるの。

○土木部長 こちらの議案資料については、行政課等のいろいろ調整がありまして、

ある程度固定化されたものでございますので、こういう委員会の中で、これとは別に、今委員おっしゃったようなわかりやすい詳細なメートル、またその大きさ等表示して、合計金がこれですよという資料は御提示できます。

○坂巻 そうしたら、採決までに出してもらえるとありがたいよね。

○土木部長 わかりました。ちょっと金額は今手元にございませんで、金額入れたものを、少しお時間いただきまして提出させていただきます。

○委員長 じゃ、それ、そちらよろしく願いいたします。

○渡部 基本的なところからちょっと伺いたいと思います。交付金事業と単独事業ですね。この違いというのはどういったところなんでしょうか。

○次長兼下水道整備課長 交付金事業というのは、単純に昔で言っている補助対象事業ということでございまして、国のほうから補助金をいただいてやる、比較的請け負っている、汚水で言えば、雨水もそうですけども、対象区域面積の大きな管につきましては交付金事業という形でやります。それから、俗に言う枝管といいます最後の抹消管の小さな管のほうになりますけれども、そちらの部分については国からの補助金をいただかずに、単独事業ということで整備するという考え方で分けております。以上です。

○渡部 あと、分けているというより、国の基準で、例えば太い管だったら国は昔だったら補助金出しますよ、交付金の対象になりますよ、だけど細い枝管については、それは単独でやってください、国の税金は入れられませんかよということなんだろうなと思うんですね。その差がどのくらいの大きさでそれは決まりがあるのかどうかということなんです。

○次長兼下水道整備課長 大きさでも分かれております。例えば雨水で言えば、俗に言うのは700ミリを境に、それよりも大きければ補助金の対象だと。それより小さければ単独部分だという考え方をしております。ただ、こういう区画整理の場合ですと面整備事業という考え方をとっておりますので、俗に言う4割、全体事業費の4割分ぐらいが補助対象事業で、6割分ぐらいが単独事業だという考え方、総量の中から補助金額の額を出すという考え方を使っております。以上です。

○渡部 いろいろな集中豪雨ですとか、いろんなこと考えたとき、昔の管ってやっぱり細くて、いろんなそういう浸水のときに対応できないとか。そうすると、大きくて交付金事業に、補助対象になるんだったら、大きい管のほうがいいし、その境目のところで明確にそういう区切りがあるのか。700以上だったら、やっぱりその交付金対象にして、なるべく国の税金が入るような形にすれば、市の要するに支出も少なく済むんではないかなというふうにちょっと思ったので、そこにその明確な違いはあるのか。例えば650だったら700にしちゃったほうが、補助金もらえるからそうするのかとか、何かそういうところできちんと区切りがあるのか、あるいはもう明確にその枝管の細いところはもう全然補助金の対象にならないんですよと、大きな管のほうだけですよという区切りなのか、今何だか4割、6割で、4割が、その総量というと、実際に管の太さというよりも、その総量になってしまうのか、そ

の辺が何かちょっといまいち明確じゃなかったんで、わかるようにちょっと教えていただければ。

**○次長兼下水道整備課長** 話がだんだん細かくなってしまって申しわけないんですけども、まず通常の下水道整備、一般市街地の中でやる下水道整備と、それから今回議案を出しております北部のような区画整理の中の下水道整備ということで、その補助金のとり方が変わってくるということでございます。一般の、ちょっと議案と外れてしまいますが、一般のほうですと、先ほど私申しましたように、雨水で言えば、単純に言えば700ミリ境での補助金か補助金じゃないか、それから汚水ですと今はかなり細いところまで大丈夫になっていますから、200ミリの汚水管でも、そこに入ってくる人口がヘクタール当たり、管当たり何立米という決まりがありまして、その水量を超えれば補助対象になりますよという分けがございまして、さっき私が申しました区画整理のほうは、新しい市街地を一遍につくるという考え方の中で、下水道事業の総事業費のうちのおおむね、先ほど言った基準でやると大体同じような数字、4割、6割の分けになるという下水道の計画上の理屈がございまして、最初からもう新しくつくるんだから、4割、6割のこの割で補助金の考えをしましようという約束事があるということでやっているということでございます。

先ほどちょっと出ました太ければ補助対象になるからということのお話がございますけれども、これは前々から下水が一番問題になっています50ミリ対応という形の中で、下水は50ミリ対応で雨水はやっていますよということで、大雨に対応していないじゃないかという話が、下水道の認可事業として整備する雨水については昔からあるという形でございます。50ミリの雨に対応する管の太さということで、全体の認可、下水道計画をつくってございますので、その数式から外れて、そこだけいきなり太くして、これ補助対象ですよとかという話にはならないというふうに理解しております。以上です。

**○渡部** 丁寧に説明していただいてありがとうございます。それで、議案なんですけれども、今回東地区の下水道整備についての議案が出たのは久しぶりだと思うんですね。下水道工事って、いずれにしても大きな金額になります。中央地区は、毎回出ているかなと思うんですけども、この議会に議案として上げる上げないの違いは、どこで区切りになるんでしょうか。

**○次長兼下水道整備課長** まず、一つの大きな区切りとして、2億という委託金額を超える超えないというのがまず一つの区切りになります。今回両地区とも2億円を超える委託ということで議案の案件になっております。東地区のほうは交付金対象事業分だけということになりますので、2億を超えないとき、近年下水道の工事料が東地区につきましてはちょっと小さくなっておりますので、議会案件にならなかったという形になっています。中央地区のほうは、単独分も含めてということなので、大体毎年4億の上限、上下ぐらいのところまで議会のほうに御提案させていただいているという形となっております。以上です。

**○渡部** じゃ、確認します。整理しますと、つまり中央地区については交付金事業

と単独事業合わせて2億円を超えたら議会にかかる。東地区については、交付金事業のほうだけ2億を超えたらかかる。そのほかに単独事業があるかもしれないけど、交付金事業のほうだけが2億でかかるということでもいいんですね。要するに出し方がちょっと違う、金額が2億だけれども、出し方についてはそこはちょっと東と中央では違うということなわけですね。

○次長兼下水道整備課長 そのとおりでございます。URにつきましては、東地区につきましては単独事業分は区画整理事業者であるURが自分で下水道工事をやるという形になっておりまして、今回の委託契約という形で、市から委託契約する金額には入らないということで分けております。以上です。

○渡部 議会に出ますと、これまでも例えば事業者が、市内業者がどのくらい入っているのかとか、落札率がとか、そういうことがいろいろ議論されてきました。特に東地区について、市内業者がなかなか参入できていないということも結構委員会の中ではありました。25年はこれからですけれども、例えば24年、去年なんかの場合、中央地区、東地区、例えば市内業者がどのくらい参入できたのか。まずそれはちょっと、もしわかりましたら。

○次長兼下水道整備課長 まず、中央地区でございますけれども、去年の実績は14件の発注工事に対して、11件が市内業者の落札になっているということでございます。今先生おっしゃったとおりなんですけど、東地区につきましてはUR発注工事ということで、造成から何から、非常に大きな形の発注ということになっているそうです。市内業者のほうは、元請としては入っていないという話を聞いております。工事件数としては、この委託にかかっている、去年の委託にかかっている分の件数としては3件でございます、そのうち下請として市内業者が一部入っているのが2件というふうに話は聞いております。以上です。

○渡部 同じ下水道工事でも、中央地区の場合は市内業者が結構入っている。ただ、東の場合には、その大きな発注としてかけるんで、なかなか元請にも入っていない。下請は2件だけというのは、やっぱりすごく差があるような気がするんですね。柏市としても、もうちょっと積極的にURに対して市内業者が参入できるようにというようなことは、恐らく働きかけてやっているのかなと思うんですけども、なかなかふえていないような気もするんですけども、どうなんでしょうか、その辺は。

○次長兼下水道整備課長 都市再生機構のほうにも同じようなお話をさせていただいております。非公式でございますけれども、入札参加願の届けがある柏市内の業者さんは何社ぐらいあるんですかみたいな話をお聞きすると、聞いている話では43社登録はあるんだということで聞いております。ただ、先ほどもちょっと申しましたけれども、工種の形が柏市内の業者さんが入札でとってくるという形のものにしてはちょっと大きいのかなというふうに考えているところでございます。中央のほうは、この委託が始まった当初から市内業者の育成について御協力をお願いいたしますということがありましたので、毎年お願いに上がって、それなりの実績が上がったということでございます。以上です。

○**渡部** 東についても、交付金事業で2億3,000万のうちの半分、1億2,100万は柏市の負担になるわけですから、そこはやはり市内業者がもっと使われるようにということは、URに対してきちんと引き続き働きかけていただきたいと思います。今まで落札率について、柏市の他の下水道の落札率に比較をすると、この中央地区は、県と随意契約なわけですから、県が発注するわけですが、その落札率がやはり市内、柏市がやる工事よりも非常に高いということが今までもちょっと指摘をしてきました。例えば24年の県の中央地区の、この下水道の落札率がわかりますでしょうか。

○**次長兼下水道整備課長** 中央地区の落札率についてでございますけれども、24年度については約94%という報告を受けております。ちなみに、私も下水道整備課が発注の柏市の請け負い率につきましては、24年度は92%という形になっております。これは23年度、去年も同じ御質問をいただいて、私がお答えした柏市の下水道の請け負い率が実は85%というお答えをしております。なぜこの85が92に柏市の下水がなっているかということになりますと、これは大震災と、それから放射能関連の公共特需と言っていいのか、表現があれですけども、柏市の業者さんについても下水道工事を競争、激しい競争をして入札をするという状態じゃなくて、応札に参加していただく人が1者、2者というように、余り競争されない状態で今下水道工事が発注されているという形なんだろうなというふうに理解しているところでございます。以上です。

○**渡部** 落札率は、低ければいいというふうには思いません。ただ、やはり競争性は働かなければいけないと思うんですね。それで、今震災の関係で、なかなか応札する業者がない、いわゆる震災のほうに業者が行っている、そういう傾向にありというふうな御説明ありました。恐らく二省協定で労務単価というのが変わっていると思うんですね。結局末端の働く人たちの賃金がきちんと保障されているのかということが非常に心配されます。この積算は、今の先ほどの円谷委員のでしたか、御答弁でも、県のほうが積算するということでしたので、25年については県がもちろんこの設計の単価、根拠があって金額になっていると思うんですけども、その二省協定の特に一般管理費ですね、労務単価について、これは引き上がっているはずなんですね。今回もその労務単価はきちんとそれに反映されて、また柏市の一般的な下水道工事でもそうですけども、この積算の中で、労務単価については、きちんと基準単価が引き上がっているのかどうかはちょっと確認させていただきたいと思います。

○**次長兼下水道整備課長** 先ほどもちょっと申しましたけれども、工事の積算については統一物で使っております。労務単価についても上がっているということでございます。以上です。

○**渡部** わかりました。北部のこの東にしろ、中央にしろ、大変な金額、下水道工事にはかかっています。最後に、これはすごく基本的なことというか、確認なんですけど、これまでも多額のお金が毎年つぎ込まれているわけですが、柏市の下

水道整備率にこの北部の公共下水道が進むことで、柏市の一般的によく言う下水道の進捗率、これにはこれは反映されませんよね。特にここが進んで、下水道の整備率、今90%弱、89%くらいでしょうか、それが引き上がるという、そういうリンクは全くこれはないですよ、区画整理事業ですから。

○次長兼下水道整備課長 同じような話を毎回させていただいていますが、まず単純に下水道整備率の出し方によるんですけれども、私ども通常使っている下水道整備率というのは、下水道が使えるようになったところに住んでいる人たちが下水使っている者に対して、例えば人口、行政人口なら行政人口で割って整備率というのを出します。その考え方でいくと、区画整理がやっている最中で、人が余り住んでいなければ、管を整備してもその整備率に影響しません。母数も上がんなければ、分子、分母ともに動かないということになります。これが完成型の土地になれば、整備すればどんどんその人が下水使うんで、どんどん整備率が上がっていくということになります。ですから、通常使っている整備率の中では、工事中の区画整理の中ですので、余り影響されていないというのはそのとおりだと思います。以上です。

○渡部 私どもも下水道の整備は当然必要だと思います。ただ、このつくばエクスプレスの沿線に関しては、やはり規模が非常に大きく、整備率の関係で言えば、やはりまだまだ下水道が整備されていない地区が残されているながら、やはりここについては優先されている。この大型開発の中でこの下水道工事が行われているということで、下水道工事について反対するものではありませんけれども、やはりこの北部については問題を感じているので、なかなかちょっと賛同、賛成するわけにはいきませんということをやっと最後に申し述べて終わります。

○委員長 坂巻委員の先ほどの資料については、本委員会じゃなくていいんですよ。

○坂巻 だから、採決まで。最終日ね。

○委員長 最終日までにということで。（「わかりました」と呼ぶ者あり）  
ほかにございますか。——それでは、順次採決をいたします。

---

○委員長 議案第9号について採決をいたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第10号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第3区分、議案第12号、平成25年度柏市一般会計補正予算、



当委員会所管分について、議案第13号、平成25年度柏市下水道事業特別会計補正予算、これを議題といたします。

本2案について、質疑があればこれを許します。

○**渡部** 今回この6月議会にこの補正予算が出されたというのは、国の社会資本整備総合交付金の関係なのかなと思うんですけども、これは柏市がつまり計画的にやりたいと思っていたことが、国から交付金があるから、前倒しでやる事業だというふうにどちらも理解していいでしょうか。この交通安全対策、道路改良、どちらもそういったことでよろしいでしょうか。

○**次長兼道路維持管理課長** おっしゃったとおり、そのとおりでございます。

○**渡部** たしか国の社会資本整備総合交付金というのは、今年度までの一応交付金ではなかったかなというふうに思うんです。柏市がこの金額ですとか、恐らく箇所とか、手を挙げてここやりたいというふうに言ったんだと思うんですけども、これはどういった根拠でこの金額というか、場所とか決められたんでしょうか。本当はもっとやりたいところがあるんだけども、その範囲というか、枠みたいのがあってここになったのか、それ最大限使ったのかどうかということだけちょっと教えてください。

○**次長兼道路維持管理課長** 従来から道路の改良工事については計画を立てていまして、5カ年計画になっておりまして、それにのっとって整備をしてきたところでございます。なかなか予算が追いつかない状況で、後延ばし、後延ばしということになっていました。しかし、今回国のほうについても、道路改良事業についても交付金がつくということで、その計画にのっとって私のほうが手を挙げて、一応今約10路線ですね。の道路改良の事業をやっていこうかなということを考えております。以上でございます。

○**渡部** この特に橋梁のほうなんです。橋梁の長寿命化のほうなんですけども、これ今回の、市の計画というのはここ、例えば緊急にやはりここは早目にやらなきゃとしていた計画が、今回の補正がつくことでこれは大体解消できるふうでよろしいんでしょうか。また次年度以降もやはり少し残っているところがあるんでしょうか。

○**次長兼道路維持管理課長** 今お答えしたのは、道路改良事業ということで、舗装の補修工事についてでございます。橋梁につきましては、21年から3年間現地調査をしまして、24年度長寿命化計画を策定しております。その中で優先順位を決めていって、どの場所からこうやっていこうということを考えていました。そういう中で、24年については補正ということで、2月に補正をとりまして、まず常磐自動車道の部分についてやっていこうかなということで、6橋ありますんで、そのうちの1橋でもやっていこうかなということを考えていましたが、今回25年度交付金が出るということで……済みません、それは24年度で追加で長寿命化計画にのっとって、4,000万ということで追加しております。今回補正を上げたのはJRの部分の16橋、橋があります。その部分について詳細設計をしまして、その計画にのっとって来年

度から1橋ずつやっていこうかということを考えております。以上でございます。

○**渡部** じゃ、柏市が今やはり緊急にやりたいなって考えていることが、今回前倒しで進むけれども、その後もやはり市で独自にというか、やっていかなきゃいけないところはまだまだたくさんあるという、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○**次長兼道路維持管理課長** おっしゃるとおり176橋ありますんで、まず優先順位をつけて、常磐自動車道の上、J Rの上にかかる橋16橋、これについてやっていって、その後小規模でございますが、順次優先順位に従ってやっていくということで、最終的にはかなりの年数がかかります。とりあえず5年、10年の計画を持っていますんで、そこを順次やっていきたいなということを考えております。以上でございます。

○**渡部** わかりました。下水道も一緒ですよ、特別会計。下水道の特別会計のほうなんですけども、これもやはり交付金がつくということで、市が計画していたことを前倒しで事業をするという理解でよろしいんでしょうか。

○**次長兼下水道整備課長** おっしゃるとおり現在長寿命化計画ということで工事をやっております。防災安全交付金という形の補正予算がつくということで、1億4,000万円の補正をいただくという考えでございます。ちなみに、現在やっております長寿命化計画については平成23年から始めておまして、27年までという事業計画を立てているところでございます。以上です。

○**渡部** 50年経過の下水道管の老朽化対策工事ということは、これはいわゆる合流管の補修なわけですよ。合流管を分流、汚水、雨水に分流するというのではなくて、今の合流管についての改修工事なんだということですよ。

○**次長兼下水道整備課長** おっしゃるとおり柏市の下水道で一番古いもの、これがちょうど駅前のところから大堀川のほうへ流れていく合流管でございます。その補修をするという考えで現在行っております。以上です。

○**渡部** 今回50年経過の老朽化対策ということですけども、50年をもう経過しているというのは、今回で解消できるわけではなく、まだ50年経過している下水道の合流管というのは、そのほかにもまだまだたくさんあるということなんでしょうか。

○**次長兼下水道整備課長** まず、50年以上たっている下水道管でございますけれども、距離にして約2キロございます。全体延長が約10.4キロという形で把握してございます。先ほどちょっと申しましたけども、長寿命化計画として5カ年でやっております、この通常7-1路線と言っておりますが、これの延長が1.2キロということでございますので、もう一本この管のほかに50年超の箇所があるということでございます。以上です。

○**渡部** 下水道の整備といった場合に、まだその下水道が整備されていないところもあります。今回のように合流管の補修という、老朽管の補修というのも入ってきます。工事の優先順位としてはもちろん、古い50年以上たった管の補修というのはもちろん大事なことで、あとはその合流管についても、恐らく分流にするというのも市の計画の中ではあると思うんですけども、その優先順位からいったら、合流管

をいずれその汚水、雨水分流にするんだというのは、順番でいくとやはり一番最後のほうになってくるんでしょうか。

○次長兼下水道整備課長 一番最後という考え方ではなくて、同時進行でやっていくというふうに考えております。ただ、限られた財源の中でやっておりますので、分流管については少し長い年月がかかるのかなというふうに考えております。以上です。

○渡部 分流にするというのは、恐らく大変な工事になるのではないかなと思います。国のこういう交付金事業などは、やはり積極的に活用していただいて、下水道の整備率を上げるですとか、老朽管の対策というのはやはり最優先で取り組んでほしいなというふうに思います。以上です。

○坂巻 済みません、1つ。交通安全施設管理事業委託、街路灯、カーブミラー、標識等の、これ安全点検だけを調査したというんですか。何カ所ぐらいですか、これ全部で。

○次長兼道路維持管理課長 今回は街路灯と、カーブミラーと、あと標識等で、合計で約1万2,500基ぐらいがあります。これの点検ということで。以上です。

○坂巻 要するに壊れているか、ちゃんとその機能を果たしているか、そういう点検のみなんですね。

○次長兼道路維持管理課長 そのとおりです。根元が腐っているかどうかとか、あと取り付け部が損傷がないかどうかとか、倒れたり外れたりすると、これはいけないので、そういうものについて全て点検をしていきたいということで考えております。もし緊急にそれが補修すると、また取り外して新たにつけるとか、そういうことが突然出てくる可能性もありますので、そういうものについては緊急で対応していきたいなということを考えております。以上でございます。

○委員長 ほかにございますでしょうか。——それでは、これより順次採決いたします。

---

○委員長 議案第12号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第12号、当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 議案第13号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で議案の審査を終了し、次に請願を議題といたしますが、請願の審

査に関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。

○委員長 それでは、請願の審査に入ります。

請願第1区分、請願35号、T P P交渉参加に関する意見書についてを議題といたします。

本件について、意見書の提出を求めるものでありますので、特に意見があればこれを許します。

○渡部 T P P交渉参加については、昨年総選挙のときに自民党さんも交渉参加には反対ということをお約束に掲げていました。この間も何回かこれ同じような意見書求める請願があったと思います。情勢は、かなり変わってきています。その中で、私どもはもちろんこの交渉参加には反対の立場で、この意見書採択についてお願いしたいと思うんですけども、具体的に千葉県で農林水産業の減収額が数字として出されています。現在の産出額の25%に相当する1,069億円が減収になるんじゃないかということが書かれています。これは、担当課もおりますので、例えばこれは千葉県の試算ですけども、柏市に置きかえてみたときに、柏市ではどのくらいの減収になるというふうに、もし試算とか数字がありましたら、ぜひ参考までにお聞かせいただきたいと思います。

○次長兼農政課長 お尋ねの件ですけども、本年3月15日に国の日本経済再生本部の会議の際に配付された資料に基づきまして、その内容を確認しましたところ、米に関しては試算ができますので、その点については行っております。米の考え方について、ちょっと長くなりますが御説明しますと、短粒米を生産しておりますアメリカとオーストラリアの米、これについては現在の日本のお米と遜色ないということで、これが輸入された場合に、国内生産の32%が置きかわるというふうに想定されております。また、残りの68%の米に対しては、輸入米に置きかわる部分の価格下落率、これに伴いましてやはり価格が26%下落するという条件が出されております。本件関係ないんですが、新潟県のコシヒカリにつきましてはやはり1割程度ですけども、26%残るといような前提条件をもとにして計算をします。柏市の場合には、平成24年度に5,284トンの米の生産がございました。このうち競合しない68%、これについては26%下落するというので、相対取引価格はキロ当たり241円になっております。これの26%の下落ということで、キロ当たり62円が下落するというので、これの柏市産の68%である3,593トン、これを掛けますと2億2,276万6,000円というものが影響額として出てきます。それと置きかわるものとして、32%ですので、241円掛ける1,690トンということで、4億729万と。この両方を合わせますと、生産の減少額ということになるわけですけども、約6億3,000万という金額が出てきます。この金額が柏市の米生産の減少額ということになります。ちなみに、全体では今の241円、キロで計算した場合幾らになるかといいますと、12億7,300万ということになっておりますので、6億3,000万の減少は、この12億7,300万の生産量に対して49.5%という下落というふうな試算がされます。以上でございます。

○渡部 意見ですが、今のようにやはり農業にとっても大きな影響を与えると思いますし、ぜひこれは柏市の経済問題とも大きく結びつくことだと思いますので、委員の皆さんにはぜひこの意見書を採択していただいて、やはり柏も農業たくさんあります。お米だけではなく、野菜もたくさんつくっております。ストレートにこの金額かどうかということは、いろいろ議論のあるところだと思いますが、ぜひ委員の皆さんの採択を求めたいと思います。よろしくお願いします。(私語する者あり)

○委員長 いろいろありますけど、ほかに意見は。——それでは、意見を終結をして、これより採決をいたします。

---

○委員長 請願35号について採決をいたします。  
本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。  
挙手少数であります。  
よって、本件は不採択すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で当委員会に付託されました請願の審査を終了いたします。  
執行部の皆様は退席されて結構です。どうも御苦労さまでした。

---

○委員長 閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。  
調査項目を事務局に朗読いたさせます。  
〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。  
ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。  
閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 ここで閉会中における常任委員会の所管事務調査の実施の件を議題といたします。閉会中に執行部から各種事業等の報告を受けることになっておりますので、御協議を願います。実施の可否、実施の時期についてはいかがでしょうか。  
〔協議〕

○委員長 では、7月29日午前10時から、沼南ファームのライスセンターの現地視

察を行い、午後、委員会の報告会を開催するという事で、詳細は委員長に一任でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、さよう決しました。詳細は、後日御連絡いたします。

---

○委員長 それでは、以上で本日の建設経済委員会を閉会いたします。

午後 3時14分閉会